

総合区素案に関する主なご質問

総合区素案に関する住民説明会において繰り返しご質問があった項目から、主なものを取り上げて、副首都推進局の考え方を掲載しています。

- Q1 : なぜ大都市制度（総合区制度・特別区制度）を検討する必要があるのか。
- Q2 : 総合区を設置することにより、二重行政を解消できるのか。
- Q3 : 総合区を設置することにより、何が良くなるのか。
- Q4 : 総合区を設置した場合の問題点はないのか。
- Q5 : 合区により区が大きくなると、区民の意見がきちんと届かないのではないのか。
- Q6 : 24区のまま総合区を設置することはできないのか。
- Q7 : 8総合区の区割りはどのような考え方によるものなのか。
- Q8 : 総合区の名称は決定しているのか。
- Q9 : 区役所が遠くなって、窓口サービスが不便になるのではないのか。
- Q10 : 総合区ごとにサービスの差が出るのではないのか。
- Q11 : 総合区長はどのように選ばれるのか。
- Q12 : 総合区長に問題がある場合、総合区民が辞めさせることはできるのか。
- Q13 : 総合区を設置することにより、人件費削減の効果は生じないのか。
- Q14 : 総合区を設置することにより、各種地域団体は総合区単位となるのか。
- Q15 : 総合区を設置するまでの手続きや、今後のスケジュールはどのようになるのか。

	主な質問	副首都推進局の考え方
Q 1	なぜ大都市制度（総合区制度・特別区制度）を検討する必要があるのか。	大阪市では、大阪市が抱える課題の解決と東京一極集中の是正など日本における副首都の必要性の観点から、東西二極の一極として日本の成長エンジンの役割を果たす「副首都・大阪」の確立をめざしています。そのためには、都市機能の充実とそれを支える制度が必要となりますが、現状のままで取り組むには限界があると考えています。 そこで、制度面の取り組みとしては、都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実に向けて、現行法制度のもとで実現可能な、総合区、特別区の両制度について検討をおこなっています。最終的には、両制度のどちらを選択するのか住民の皆さんにご判断いただきたいと考えています。

[⇒ 目次に戻る](#)

	主な質問	副首都推進局の考え方
Q 2	総合区を設置することにより、二重行政を解消できるのか。	現在、府及び市の広域行政並びに類似する施設、施策、事務事業などいわゆる二重行政の解消に向けた取り組みとして、指定都市都道府県調整会議において大阪市・大阪府で協議調整を行い、府市連携の一元化を推進しています。 総合区においては、総合区長が総合区域内の政策や企画の立案を含め、住民に身近なところで、総合的かつ包括的に行政を実施し、市長は市全体の視点からの政策や経営の課題に集中して取り組むこととなり、このような役割分担のもと、市長が、副首都にふさわしい都市機能の強化や二重行政の解消に向けた取り組みを知事と協議・調整し、引き続き推進していくことにしています。

[⇒ 目次に戻る](#)

	主な質問	副首都推進局の考え方
Q3	総合区を設置することにより、何が良くなるのか。	住民の皆さんのご意見をお聴きしながら、総合区長の責任において、地域の特性や地域のニーズを反映した行政サービスができるようになります。 民間保育所の設置認可や、生活道路の維持管理などといった身近なサービスの権限を、総合区長に移管するとともに、その権限を発揮するための、職員の体制や予算に関する仕組みを整えます。 なお、予算編成や条例提案などについては、市全体の視点から市長が引き続き行います。

[⇒ 目次に戻る](#)

	主な質問	副首都推進局の考え方
Q 4	総合区を設置した場合の問題点はないのか。	住民説明会においては、出席者から総合区の設置により「区役所の窓口が遠くなるのではないか。育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではないか。」といったご質問もありましたが、現在の24区役所で提供している窓口サービスを地域自治区事務所で継続して実施するほか、地域コミュニティの維持や、住民の皆さんからいただいたご意見を市政・区政に反映させるために現在の24区単位で地域自治区・地域協議会を設置することにしてます。 また、「総合区を導入することによる住居表示の変更に伴い、住民生活に影響が出るのではないか。」とのご質問もありましたが、住民への影響が最小限となるよう、市が関係機関とも調整を図ります。

[⇒ 目次に戻る](#)

	主な質問	副首都推進局の考え方
Q5	合区により区が大きくなると、区民の意見がきちんと届かないのではないか。	総合区域内的の施策等については、その立案段階より住民の皆さんが意見を述べ、区政運営に反映する仕組みとして総合区政会議を設置します。 また、地域のコミュニティを維持し、住民の皆さんの多様なご意見を市政・区政に反映するため、現在の24区単位に地域自治区・地域協議会を設置します。

[⇒ 目次に戻る](#)

	主な質問	副首都推進局の考え方
Q6	24区のまま総合区を設置することはできないのか。	総合区長のマネジメントのもと、住民の皆さんに身近な行政サービスを提供するには、総合区ごとに組織体制を整備する必要があります。総合区の数が多いほど体制整備に要する職員数は増えるため、その分コストがかかることになります。 素案では、身近な行政サービスが提供できる体制整備とそれに要するコストのバランスを考慮した結果、8区への合区が必要としています。これにより、大阪市全体の職員数を増やすことなく、住民の皆さんに身近な行政サービスが充実されると考えています。

[⇒ 目次に戻る](#)

	主な質問	副首都推進局の考え方
Q7	8総合区の区割りはどうのような考え方によるものなのか。	住民生活に密接に関連する行政サービスを身近な総合区役所においてできる限り提供するとともに、職員数を大幅に増やさないなど行政運営の効率化を考慮することを基本的な考え方として、「一般市並み」の事務を担い、区の数で「8区」として検討を進めました。 具体的な考え方としては、①各総合区における将来（平成47年）の人口規模を30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内とし、以下、②分区・合区の歴史的経緯、③鉄道網の接続や商業集積、④工営所や公園事務所など既存事業所の活用、⑤防災、この5つの観点から総合的に判断し、区割り案として示しています。

[⇒ 目次に戻る](#)

	主な質問	副首都推進局の考え方
Q8	総合区の名称は決定しているのか。	「区の名称」は、素案では仮称を記載しているものであり、決定したものではありません。 総合区の設置が決定した後、設置するまでの間に住民の意見を踏まえ条例で定めます。

[⇒ 目次に戻る](#)

	主な質問	副首都推進局の考え方
Q9	区役所が遠くなって、窓口サービスが不便になるのではないか。	住民の皆さんの利便性に影響が生じないよう、現在の24区単位で地域自治区事務所を設置し、現在の区役所・保健福祉センターで実施している窓口サービスを引き続き実施します。また、地域協議会の運営など地域に密着した事務も実施します。 なお、総合区域内的のまちづくりや区政に係る企画調整などは、総合区役所に集約して実施することになります。

[⇒ 目次に戻る](#)

	主な質問	副首都推進局の考え方
Q10	総合区ごとにサービスの差が出るのではないか。	総合区設置により、例えば、新たに移管する放置自転車対策や市民利用施設の運営など、住民の皆さんに身近なサービスについては、総合区長が拡充された権限のもと、地域の実情やニーズに応じ、提供していきます。 これに対し、敬老パスや乳幼児医療費助成など大阪市全体として統一性・一体性が求められるサービスなどは、地域によって差が生じないように、引き続き市全体の観点から市長のもとで実施します。

[⇒ 目次に戻る](#)

	主な質問	副首都推進局の考え方
Q11	総合区長はどのように選ばれるのか。	総合区長は、現在の行政区長とは異なり、市長が議会の同意を得て選任するものです。

[⇒ 目次に戻る](#)

	主な質問	副首都推進局の考え方
Q12	総合区長に問題がある場合、総合区民が辞めさせることはできるのか。	地方自治法上、総合区長は、解職請求の対象になります。区政運営に重大な問題があるなどの場合は、総合区内の区民は（市議会の議員及び市長の）選挙権を有する総合区民の総数の三分の一以上（※）の連署をもって、市長に対して総合区長の解職請求をすることができます。 解職の請求があった場合、市長は、これを議会に諮り、議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の同意があったときは、総合区長は解職されます。 （※選挙権を有する総合区民が40万人を超えない場合）

[⇒ 目次に戻る](#)

	主な質問	副首都推進局の考え方
Q13	総合区を設置することにより、人件費削減の効果は生じないのか。	総合区の設置は職員の削減を目的とするものではなく、住民の皆さんの身近な行政の充実をめざすためのものです。住民の皆さんに身近なサービスを局から総合区へ移管するとともに、それを適切に実施するための体制を整えることにしています。 なお、お示ししている素案では、市全体での職員数を増やすことなく体制を整えることができると見込んでいます。

[⇒ 目次に戻る](#)

	主な質問	副首都推進局の考え方
Q14	総合区を設置することにより、各種地域団体は総合区単位となるのか。	地域で活動している団体のうち法令で定められていない任意の各種団体は、それぞれの団体の意思によって活動されているものであり、総合区設置をもって現行から変わることは想定していません。

[⇒ 目次に戻る](#)

	主な質問	副首都推進局の考え方
Q15	総合区を設置するまでの手続きや、今後のスケジュールはどのようなになるのか。	法令上定められた手続きとして、総合区の設置は、市の条例により定めることになるため、議会の議決において決定することになりますが、具体的なスケジュールは決まっていません。 現在は、大阪市会等において、総合区と特別区の制度設計について並行して議論を進めているところです。 両制度のどちらを選択するのか住民の皆さんにご判断いただく具体的な手法については、今後検討していくことになります。

[⇒ 目次に戻る](#)